

広島市消防団員共済会規約

昭和 44 年 10 月 1 日制定	昭和 45 年 4 月 1 日一部改正
昭和 46 年 5 月 1 日一部改正	昭和 47 年 4 月 1 日一部改正
昭和 48 年 4 月 1 日一部改正	昭和 49 年 4 月 1 日一部改正
昭和 50 年 4 月 1 日一部改正	昭和 50 年 7 月 1 日一部改正
昭和 51 年 4 月 1 日一部改正	昭和 52 年 4 月 1 日一部改正
昭和 53 年 4 月 1 日一部改正	昭和 54 年 4 月 1 日一部改正
昭和 55 年 4 月 1 日一部改正	昭和 56 年 4 月 1 日一部改正
昭和 57 年 7 月 1 日一部改正	昭和 58 年 4 月 1 日一部改正
昭和 59 年 4 月 1 日一部改正	昭和 60 年 4 月 1 日一部改正
平成 4 年 4 月 1 日一部改正	平成 6 年 4 月 1 日一部改正
平成 7 年 4 月 1 日一部改正	平成 9 年 4 月 1 日一部改正
平成 12 年 4 月 1 日一部改正	平成 14 年 4 月 1 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正	平成 17 年 1 月 20 日一部改正
平成 17 年 4 月 1 日一部改正	平成 18 年 10 月 1 日一部改正
平成 19 年 6 月 1 日一部改正	平成 20 年 4 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 8 月 10 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正	平成 27 年 4 月 1 日一部改正
平成 28 年 4 月 22 日一部改正	平成 30 年 4 月 13 日一部改正
平成 31 年 4 月 21 日一部改正	令和 4 年 4 月 26 日一部改正

第 1 章 総 則

第 1 条 本会は、広島市消防団員共済会（以下「共済会」という。）と称する。

第 2 条 共済会は、広島市消防団員（以下「団員」という。）の相互扶助と福利の増進並びに消防団の事業に対する助成を図ることを目的とする。

第 3 条 共済会の事務所は、広島市消防局消防団室に置く。

第 2 章 会 員

第 4 条 団員をもって、会員とする。

第 5 条 会員は、次の各号の 1 に該当するときはその資格を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退職したとき

第 3 章 役 員

第 6 条 共済会に次の役員を置く。

理 事 長	1 名
副理事長	7 名
常任理事	9 名
理 事	92 名
監 事	8 名

- 2 理事長は、連合消防団長をもってこれにあてる。
- 3 副理事長は、理事長以外の団長をもってこれにあてる。
- 4 常任理事は、副団長（監事を除く。）をもってこれにあてる。
- 5 理事は、分団長及び事務局女性消防隊長をもってこれにあてる。
- 6 監事は、各団副団長のなかから推薦されたものを理事長が委嘱する。

第7条 理事長は、共済会を代表し、業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ定める順位によりこれを代理する。
- 3 常任理事は、重要業務の対策推進にあたる。
- 4 理事は、会議に出席し、業務に参画する。
- 5 監事は、業務の運営及び財政状況を監査する。

第8条 共済会に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 幹事 若干名
- (3) 主事 若干名

- 2 職員は、理事長の命を受けて会の事務に従事する。

第4章 会 議

第9条 会議は、常任理事会、理事会及び総会とし、理事長が招集する。

- 2 常任理事会は、理事長が必要と認めるとき及び常任理事の三分の二以上の要求があったとき開催するものとする。
- 3 理事会は、理事長が必要と認めるとき及び理事以上の三分の二以上の要求があったとき開催するものとする。
- 4 総会は、毎年一回以上開催するものとする。ただし、理事会をもって総会にかえることができる。

第10条 常任理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 緊急案件の措置、推進に関すること。
- (2) 総会に提案する議案の調整に関すること。
- (3) 弔慰金、見舞金等の額の決定に関すること。
- (4) その他理事長において必要と認める事項に関すること。

第10条の2 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提案する議案
- (2) 予算に基づく業務の運営に関すること。
- (3) その他その規約施行上必要な細部事項

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算及び決算
- (3) 理事長及び会員の提出した議案

第12条 会議は、三分の二以上の出席者がなければ開催することができない。

- 2 会議の議長は、理事長がこれにあたる。
- 3 議事は、出席者の二分の一以上でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 常任理事及び理事（以下「理事等」という。）は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合はあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事等を代理人として表決の委任をすることができる。この場合、当該理事等は出席したものとみなす。
- 5 緊急の必要がある場合又は軽微な事項については、理事長は書面による賛否を求めて会議の議決にかえることができる。

第5章 事業

第13条 共済会は、第2条の目的を達成するため、会員に対し給付、報償金等の支給並びに消防団の事業に対する助成金の交付を行う。

- 2 給付報償及び助成金等の種別及び金額は、別表Ⅰ及びⅡのとおりとする。

第14条 給付を受けようとする会員又は消防団は、次の書類を添えて理事長に申請するものとする。

- (1) 日本消防協会が行う消防団員福祉共済制度規約（昭和44年7月1日施行）（以下「規約」という。）に基づく給付を受けるときは、同規約第20条に規定する書類
- (2) 消防団の助成金の給付を受けるときは、所定の様式により、実施する事業計画書
- (3) 体育行事助成金の給付を受けるときは、所定の様式により、実施する行事計画書
- (4) 前各号以外の申請については、所定の様式により、事実を証明する書類

- 2 給付を受ける権利は、事実が発生した日から2年間とする。ただし、日本消防協会福祉共済給付金にあつては、規約に定める期間とする。

第15条 理事は、会員に人命救助その他特別の功労があると認められ、表彰記念品料を必要とするときは、理事長に具申するものとする。

第16条 会員が死亡したときに給付を受けることのできる遺族及びその順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第8条に定める順位を準用する。

第6章 会費及び助成金

第17条 共済会の収入は、次のとおりとする。

- (1) 会費

(2) 寄付金

(3) 助成金その他

第18条 会員は、年報酬額の百分の十を、会費として納入しなければならない。

2 理事長は、災害の発生その他特別の事情により、予算外の支出をする必要があると認めるきは、常任理事会に諮り、特別に会費を徴収することができる。

第7章 会 計

第19条 共済会の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。

第20条 共済会の収入は、銀行預金等により安全に管理するものとする。

第21条 理事長は、毎年業務の概況及び収支決算を会員に公表するものとする。

第8章 雑 則

第22条 共済会には、次の簿冊を備えつけるものとする。

(1) 規約

(2) 役員名簿

(3) 金銭出納簿

(4) 雑件書類

附 則

この規約は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和47年4月1日から施行する。

2 改正後において会員が死亡し、日本消防協会が行う消防団員福祉共済制度規約による給付を受けることができない場合は、改正前の規定により支給する。

附 則

この規約は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

2 広島県消防協会が行う「消防団員弔慰金及び慰謝見舞金給与規程」に基づく給付のうち、慰謝見舞金については昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

但し、入院見舞金については、昭和58年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成7年4月1日から施行する。

2 改正後の広島市消防団員共済会規約別表中の弔慰（後遺障害見舞）金は、平成7年7月1日から施行する。なお、施行日前に発生したものに対する運用については、従前の例による。

附 則

1 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

2 改正後の別表中の弔意（後遺障害見舞）金のうち、公務外で死亡した者で「消防団員共済制度」から弔慰金が支給されなかった者については、平成8年10月1日以後に発生したも

のについて適用する。

附 則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成17年1月20日から施行する。

2 改正後の広島市消防団員共済会規約第14条第1項第3号並びに別表中「健康増進行事助成金」の規定は、平成16年10月1日以後に実施したものについて適用する。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年8月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成31年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年4月26日から施行する。

別表 I

(単位； 円)

区分		給付事由	給付金額	摘要	必要書類（証明書類） *申請様式については別に定める
日本消防協会福祉共済	慶弔金 弔慰金	・公務により死亡したとき	日本消防協会が定める額とする。	弔慰金の支給額を保障の限度とし、他の見舞金は支給しない	日本消防協会消防団員福祉共済制度規約により、必要とされている書類
	遺族援護金	・死亡したとき	日本消防協会が定める額とする。	遺族援護金の支給額を保障の限度とし、他の見舞金は支給しない	
	保育援護金	・公務により死亡し、未就学の被扶養者がある場合	日本消防協会が定める額とする。		
	慶弔金 重度障害見舞金	・重度障害の状態になったとき	日本消防協会が定める額とする。	重度障害見舞金の支給額を保障の限度とし、他の見舞金は支給しない	
	保育援護金	・公務により重度障害になり、未就学の被扶養者がある場合	日本消防協会が定める額とする。		
	生活援護金	・公務以外により重度障害の状態になったとき	日本消防協会が定める額とする。		
	慶弔金 障害見舞金	・会員が事故、疾病を直接の原因としてその事故の日から180日以内に、規定に定める障害状態に該当したとき 障害の程度 第2級 第3級 第4級 第5級 第6級	500,000 300,000 180,000 90,000 60,000	「消防団員福祉共済制度」規約により支給される金額 別表Ⅱ障害等級表に定める障害の程度	
入院見舞金	・会員が事故、疾病を直接の原因としてその事故の日から180日以内に、7日以上入院したとき	1日 1,500	「消防団員福祉共済制度」規約により支給される金額 同一原因による入院は、入院日数120日を以って限度		

(単位； 円)

区分		給付事由	給付金額	摘要	必要書類（証明書類） *申請様式については別に定める	
広島市消防団員共済会給付金	慶弔金（本人）	・公務以外により死亡した場合で「消防団員福祉共済制度」による遺族援護金が支給されないとき	200,000	支給されない時とは、日本消防協会福祉共済制度規約第21条参照	・死亡診断書（死亡検案書） <遺族証明> ・戸籍謄本	
		・会員の配偶者が死亡したとき ・会員の父母が死亡したとき ・会員の子が死亡したとき	50,000 15,000 15,000	配偶者は内縁関係を含む 父母は養父母を含む 子は養子を含む ただし、義父母は含まない	・死亡診断書（死体検案書） ・戸籍謄本（会員のもの） ・その他給付事由を証明するに足る書類	
	供花料	・会員、会員の配偶者が死亡したとき ・会員の父母が死亡したとき ・会員の子が死亡したとき	20,000	配偶者は内縁関係を含む 父母は養父母を含む 子は養子を含む ただし、義父母は含まない	・死亡診断書（死体検案書） ・戸籍謄本（会員のもの） ・その他給付事由を証明するに足る書類 ただし、弔慰金と同時の請求の場合は、省略できるものとする。	
	災害見舞金	・水火災等の災害により住居及び家財の全部を滅失したとき 出務中 出務外	70,000 50,000	住居は、生活の本拠として いる自己所有の住居 滅失の区分は、火災報告取扱要領の焼損区分に準ずる	・災害（被災）を証明する書類（消防、警察等の発行するもの） ・出務報告書（写し）またはこれに代わる書類（出務中）	
		・住居及び家財の1/2以上を滅失したとき	30,000			
		・住居及び家財の1/3以上を滅失したとき	10,000			
		・住居または家財の1/3以上を滅失したとき	5,000			
	共済金祝	病気見舞金	・公務による負傷または疾病により 3日以上休業療養したとき	1,000		(消防から通知される) ・休業補償決定通知書（写し） ・その他共済会が必要と認める書類
			7日以上休業療養したとき	3,000		
			20日以上休業療養したとき	8,000		
31日以上休業療養したとき			13,000			
61日以上休業療養したとき			25,000			
会金退	結婚祝	・会員が結婚したとき	30,000	初婚、再婚の区別はなしとする 出産は1人につきとする	・戸籍謄本 または ・住民票 ただし、結婚祝金の場合は申請者と配偶者、出産祝金の場合は申請者と子の名前及び続柄が記載されたものであること	
		・会員または、会員の配偶者が出産したとき	20,000			
給付金別	退職金	・会員が死亡、または懲戒による以外の事由によって退職したとき		勤続35年以上の金額は	・広島市に提出した退職副申書（写し）	
		勤続 1年未満	2,000	35年以上～36年未満で2,000円		
		1年以上～2年未満	4,000	36年以上～37年未満で4,000円		
		2年以上～3年未満	6,000	⋮		
		3年以上～4年未満	8,000	上記例により、2,000円毎加算していくものとする		
		4年以上～5年未満	10,000			
35年以上～36年未満	2,000					

(単位； 円)

区 分		給付事由	給付金額	摘 要	必要書類（証明書類） *申請様式については別に定める
広島市 消防団員 共済会 給付金	体育 行事 助成 金事	・団又は分団において、健康増進 のための行事を実施したとき	・参加団員1人あたり 650円を支給する ・各分団年2回 とする	行事終了後精算を行い、残金が 生じたときは、精算書とあわせ て共済会へ返納する。残金が生 じないときは、精算書を団にお いて5年間保管すること	
	務 費 助	・各団事務局に対し、事務局運 営費を支給する ・レタックス、事務用品等	中 30,030 円 東 30,940 円 南 44,720 円 西 27,950 円 安佐南 50,830 円 安佐北 87,100 円 安芸 39,910 円 佐伯 46,410 円	年1回、年度当初に支給	
広島市 補 助 金	成 金 青 少 年 育 成 事 業	・団において訓練及び研修会等 を実施したとき ・各分団の環境整備費 (日用消耗品、医薬品等)	広島市が定める 予算の範囲内と する	会計年度ごとの年額	
		各団において青少年育成に関 する行事を実施したとき	必要経費	簡易保険、資機材等通常行事 を行うにあたり必要と思われ る経費 *ただし、食料費は除く (対象者に対し提供する、お茶 パックは可)	

別表Ⅱ 障 害 等 級 表

等級	障 害 の 程 度	金額 (円)
第2級	8 両上肢の用を全く永久に失ったもの 9 両下肢の用を全く永久に失ったもの 10 10手指を失ったか、又はその用を全く永久に失ったもの 11 両耳の聴力を全く永久に失ったもの 12 半身不随になったもの 13 精神に著しい障害を残し、終身労働に服することのできないもの 14 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労働に服することのできないもの 15 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 16 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	500,000
第3級	17 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 18 1上肢を手関節以上で失ったもの 19 1上肢の用を全く永久に失ったもの 20 1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 21 1下肢を足関節以上で失ったもの 22 1下肢の用を全く永久に失ったもの 23 1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 24 1手の5指を失ったもの 25 1手の母指と示指を含んで4指を失ったもの 26 10足指を失ったもの 27 脊柱に著しい運動障害を残すもの 28 言語とそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	300,000
第4級	29 神経系統又は胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 30 1眼の視力を全く永久に失ったもの 31 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 32 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 33 1下肢が5cm以上短縮したもの 34 1手の母指と示指を失ったもの 35 1手の母指若しくは示指を含んで3本指以上を失ったもの 36 1手の5指の用を全く永久に失ったもの 37 1手の母指と示指を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 38 1足の5指を失ったもの 39 両側の睾丸を失ったもの 40 脾臓又は一方の腎臓を失ったもの 41 言語又はそしゃくの機能に著しい障害を残すもの	180,000
第5級	42 1手の母指若しくは示指を失ったもの 43 1手の母指若しくは示指を含んで2手指を失ったもの 44 1手の母指と示指以外の3手指を失ったもの 45 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 46 1下肢が3cm以上短縮したもの 47 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 48 鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの 49 言語とそしゃくの機能に障害を残すもの 50 生殖器に著しい障害を残すもの	90,000
第6級	51 1手の母指若しくは示指の用を全く永久に失ったもの 52 1手の母指若しくは示指を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったもの 53 1手の母指と示指以外の3手指の用を全く永久に失ったもの 54 1手の母指と示指以外の1手指又は2手指を失ったもの 55 1手の母指と示指以外の2手指の用を全く永久に失ったもの 56 1足の第1足指又は他の4足指を失ったもの 57 1足の第1足指を含んで2足指以上の用を全く永久に失ったもの	60,000

